

配偶者からの暴力に関する都道府県及び政令指定都市等における

取組等の概要について（内閣府）

平成 18 年 11 月 21 日

1 調査の概要

- 調査対象： 47 都道府県・15 政令指定都市・36 中核市 計 98 団体
配偶者暴力相談支援センター（平成 18 年 5 月 1 日現在）計 152 か所
- 調査時期： 平成 18 年 7～8 月
- 調査内容： 被害者の保護・支援について、関係機関との連携協力について、
広報啓発及び研修について、その他

2 調査結果の概要

（1） 都道府県及び指定都市等における取組等の概要（表 1）

（保護について）

指定都市において、独自の緊急一時的な保護や被害者の保護を行う施設や団体等に対する財政的支援を実施している割合がそれぞれ約 9 割、約 7 割と高い。保護中の被害者に対する経済的な支援や自立に向けた支援を行うための中間的な施設における保護を実施している割合は、調査対象全体の約 3 分の 1 である。

（自立支援について）

都道府県及び指定都市の約 9 割が公営住宅の入居に関し、優先入居等の措置を実施している。生活保護や母子寡婦福祉資金貸付金等国の制度による支援以外に、自立に要する費用の補助や貸付を行っている割合、また、就職時や賃貸住宅入居時の保証人への損失補填を行っている割合は、調査対象全体の約 1 割と少ない。就業支援、心理学的な指導等において、各地方公共団体独自の様々な取組が行われている。

(関係機関との連携・協力について)

ほとんどの都道府県、8割の指定都市に自らが主体となって設置している協議会等がある。約3分の1の都道府県が円滑な広域連携を図るため、あらかじめ、近隣の地方公共団体との間で取り決めを行っている。各種申請手続き等について、窓口の一元化を図っている地方公共団体は2県と少ない。

(広報啓発や職務関係者の研修等について)

全都道府県と全指定都市及び9割近くの中核市が、配偶者暴力防止法の趣旨や相談機関について広報を行っている。約7割の都道府県及び指定都市は、医療関係者に対し、配偶者暴力防止法の趣旨や通報先について周知を行っている。都道府県の約8割、指定都市の約9割において、外国籍の被害者に対応した外国語による資料の配布を行っている。都道府県の約6割、指定都市の約7割において、障害のある被害者に配慮した資料の配布等を行っている。全都道府県と全指定都市及び8割以上の中核都市が相談機関の職員等を対象に研修や講習会等を実施したり、相談機関の職員等を研修や講習会等に参加させたりしている。

(対応マニュアルの使用について)

都道府県の約9割、指定都市の約7割、中核市の約3割が独自のマニュアルを使用し、或いは作成中である。都道府県の約9割、指定都市の8割、中核市の約6割において、国が作成したマニュアルを使用している。

(配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討状況について)

配偶者暴力相談支援センターを未だ設置していない48市(13指定都市と35中核市)のうち、4市(2指定都市と2中核市)において、配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討が行われている。

(2) 配偶者暴力相談支援センターにおける取組等の概要(表2)

(相談窓口の開設時間等について)

配偶者暴力相談支援センターの相談窓口が閉所する時間帯は、17時台に約7割と集中しており、20時台、21時台が次いで多い。7割近くの配偶者暴力相談支援センターは、相談窓口の閉館日を土曜・日曜・祝日としている。閉館日がない()と回答した配偶者暴力相談支援センターが1箇所以上ある都道府県は23県と全体の半数に近い。配偶者暴力相談支援センターの約5割は、閉館時間や閉館日に電話連絡等を常時受けることができるが、その多くは宿直員、警備員等が対応している。

(相談業務の状況について)

約3分の1の配偶者暴力相談支援センターは、被害者に対し、心理判定員等、専門家によるカウンセリングを行っている。法律相談を行っている配偶者暴力相談支援センターの全体に占める割合は、約3分の1である。外国籍の被害者に対応できるよう、関係機関との連携や委嘱等により、通訳者を確保している配偶者暴力相談支援センター及び障害を持つ被害者に対応できるよう手話通訳者を確保している配偶者暴力相談支援センターの全体に占める割合はいずれも約4分の1である。来所した被害者について、必要に応じて診察が行えるよう、常勤或いは非常勤の医師を配置している配偶者暴力相談支援センターの全体に占める割合は、約2割である。半数近くの配偶者暴力相談支援センターでは、医療機関や裁判所などへの同行支援を行っている。

(保護について)

男性被害者の受入れが可能な一時保護施設を確保している婦人相談所は6施設である。婦人相談所の約7割は、児童相談所と連携する等して、一時保護所に入所している同伴児への学習支援を行っている。

来所相談は閉館しているが、電話相談は対応している場合を含む。

表1 都道府県・政令指定都市・中核市における取組等の概要

		都道府県		指定都市		中核市		(参考)取組の例
保護	自治体で独自に緊急一時的な保護を実施している(宿泊料に対して援助を行っている自治体を含む)	16	34.0%	13	86.7%	11	30.6%	福祉関連施設、民間シェルター、ホテル等の宿泊所、アパート等で実施
	緊急一時的な保護の後の段階として、自立に向けた支援を行うための中間的な施設における保護を実施している	17	36.2%	2	13.3%	10	27.8%	福祉関連施設、民間のステップハウス、アパート等で実施
	保護中の被害者に対して経済的な支援を行っている	12	25.5%	6	40.0%	8	22.2%	交通費・食費の支給、医療費・診断料の給付・軽減、生活資金の支給・貸付等
	婦人相談所の一時保護委託費以外に、被害者の保護を行う施設や団体等に対して財政的支援を行っている	15	31.9%	11	73.3%	9	25.0%	民間シェルターの開設・運営に関する補助・加算等
	その他の取組例	・民間タクシー会社の協力による移送の実施 ・一時保護中の児童に対するボランティアや教員OBによる学習指導 等						
自立支援	国の制度による支援以外に、自立に要する費用の補助又は貸付を行っている	6	12.8%	2	13.3%	3	8.3%	生活資金の支給・貸付、母子家庭を対象とした貸付等
	公営住宅の入居に関し、優先入居等の措置を実施している	44	93.6%	13	86.7%	17	47.2%	抽選確率を2倍にする等の優遇措置、居住地要件の緩和、入居順への配慮等
	就職時や賃貸住宅入居時の保証人への損失補填を行っている	6	12.8%	2	13.3%	0	-	保証会社に支払う保証料の支給・貸付、保証人となった施設長等への損失補填の実施等
	その他の取組例(就業支援)	・男女共同参画センターにおける講習会の実施 ・ハローワーク等と連携した就業情報の提供 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 等						
	(心理学的な指導等)	・被害者同士のミーティングの実施 等						
	(その他)	・地域で生活する被害者の自立サポート相談の実施 ・自立の際に必要な物品(再利用品等)の提供 ・法律相談の実施 等						
関係機関との連携・協力	自治体が自ら主体となって設置している協議会等がある	46	97.9%	12	80.0%	15	41.7%	
	円滑な広域連携を図るため、あらかじめ、近隣の地方公共団体(県域を越えるもの)との間で取り決めを行っている	16	34.0%	0	-	0	-	婦人相談所一時保護所の広域相互利用に係る申し合わせ
	複数機関にまたがる各種申請手続き等について、窓口の一元化を図っている	2	4.3%	0	-	0	-	県内DV相談共通シートの作成等
	その他の取組例	・県内の地域ブロックによる会議の開催 ・民間団体との協働による普及啓発の推進 等						
広報啓発や職務関係者の研修	住民に対し、配偶者暴力防止法の趣旨や相談機関について、広く広報を行っている	47	100%	15	100%	31	86.1%	
	医療関係者に対し、配偶者暴力防止法の趣旨や通報先について周知を行っている	33	70.2%	11	73.3%	14	38.9%	
	外国籍の被害者に対応した外国語による資料の配付を行っている	36	76.6%	13	86.7%	14	38.9%	
	障害のある被害者に対応した点字や音声による資料等の配布を行っている	26	55.3%	10	66.7%	2	5.6%	
	相談機関の職員等を対象に研修や講習会等実施している又は参加させている	47	100%	15	100%	30	83.3%	
	相談員の心身の健康を保つことを目的として、外部の専門家を招き、学習会等を設けている	24	51.1%	10	66.7%	14	38.9%	
	その他の取組例	・支援者養成セミナーの実施 ・教育関係者への配偶者暴力に関する周知の実施 ・初期の支援に携わる可能性の高い職務関係者(ホームヘルパー・救急隊員)への研修 等						
対応マニュアルの使用(重複)	自治体が自ら作成したマニュアルを使用している又は現在作成中である	42	89.4%	11	73.3%	12	33.3%	
	国が作成したマニュアルを使用している	43	91.5%	12	80.0%	21	58.3%	
	都道府県が使用したマニュアルを使用している【市のみ】			8	53.3%	24	66.7%	
配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討状況				2	15.4%	2	5.7%	

表2 配偶者暴力相談支援センターにおける取組等の概要

			配偶者暴力相談支援センター		(参考)			
相談	相談窓口(一般相談)の開 設時間等	相談窓口の開所する時間帯	17時台	104	68.4%	22時以降まで開設している 配偶者暴力相談支援セ ンターが1箇所以上ある都 道府県数は8県(17.0%)		
			18時台	3	2.0%			
			19時台	3	2.0%			
			20時台	22	14.5%			
			21時台	12	7.9%			
			22時台	5	3.3%			
			23時台	0	-			
			24時以降	3	2.0%			
		相談窓口の閉館日(但し、年末年始 及び全館停電日等は除く。) 1 来所相談は閉館しているが、電話 相談は対応している場合を含む。	土曜・日曜・祝日	99	65.1%	「閉館日がない(1)」と回 答した配偶者暴力相談支 援センターが1箇所以上あ る都道府県数は23県 (48.9%)		
			日曜・祝日	3	2.0%			
			閉館日はない(1)	25	16.4%			
			その他	25	16.4%			
		相談窓口の閉館時間や閉館日に、 電話連絡等(第一報)を受けることの 可否	常時可能である	73	48.0%	「常時可能である」と回答と した支援センターが1箇所 以上ある都道府県数は4 5県(95.7%)		
			可能な時と可能でない時がある	13	8.6%			
上記の際に、連絡を受ける方法 (重複)	宿直員等(警備員以外)が受けている	44	28.9%	その他の方法としては、関 係機関への緊急連絡網の 周知、携帯電話の所持等				
	警備員が受けている	30	19.7%					
	職員等へ自動転送されるようになって いる	4	2.6%					
	その他	21	13.8%					
相談	相談業務の 状況 2 該当あり と回答した配偶 者暴力相談支 援センターが1 箇所以上ある 都道府県の数 及び割合	被害者に対し、心理判定員や精神科医等の専門家によるカウンセリングを行っている	51	33.6%	(2)	41	87.2%	
		被害者に対し、弁護士等の専門家による法律相談を行っている	52	34.2%	(2)	37	78.7%	
		外国籍の被害者に対応できるよう通訳者を確保している	38	25.0%	(2)	26	55.3%	
		障害をもつ被害者に対応できるよう手話通訳者を確保している	35	23.0%	(2)	17	36.2%	
		スロープや点字ブロックの設置等施設のバリアフリー化を図っている	107	70.4%	(2)	38	80.9%	
		男性被害者専用の相談窓口がある	3	2.0%	(2)	3	6.4%	
		来所した被害者について、必要に応じて診察が行えるよう、常勤の医師を配置している	4	2.6%	(2)	4	8.5%	
		来所した被害者について、必要に応じて診察が行えるよう、非常勤の医師を配置している	27	17.8%	(2)	25	53.2%	
		医療機関や裁判所等への同行支援を行っている	81	53.3%	(2)	44	93.6%	
		相談員が弁護士等の専門家から各種助言を受けられるような体制を整備している	51	33.6%	(2)	34	72.3%	
		苦情処理については、文書等で一定のルールを定め、その方法に従って対応を行っている	66	43.4%	(2)	31	66.0%	
		その他の取組例	・フリーダイヤルの設置 ・多言語による相談 等					
		保護	一時保護の 状況 [婦人相談所 のみ]	男性被害者の受け入れが可能な一時保護施設を確保している	6	(3)	3 婦人相談所に対する割 合である。	
児童相談所と連携する等して、一時保護所に入所している同伴児への学習支援を行っている	33			(3)	70.2%			
その他の取組例	・避難経費・医療費・申立料・生活費等の給付・貸付 ・一時保護入所者の心理的回復等を図るための事業の実施 等							

		配偶者暴力相談支援センター		(参考)
その他	その他の取組例	広報啓発	・デパート等への相談カードの配置依頼 等	
		自立支援	・退所後の自立に必要な物品(再利用品等)の給付 ・保証人の確保 等	
		その他	・DV被害者支援員の配置 ・DV関係機関連携強化事業 等	

(注)表1及び表2の挙げている取組の例については、本調査に対して回答のあったものについて例示をしたものであり、都道府県・指定都市・中核市のすべての関連事業等(事業等の対象が、配偶者からの暴力被害者に特定されないものを含む。)を網羅しているものではない。また、回答のあった事業等には、平成18年度実施予定のもの(但し、調査時点で未確定のものは除く)も含まれている。

配偶者からの暴力に関する都道府県及び政令指定都市等 における取組等について

平成18年11月21日
内閣府男女共同参画局

調査の概要

調査対象： 47都道府県・15政令指定都市・36中核市 計 98団体
配偶者暴力相談支援センター（平成18年5月1日現在） 計152か所
調査時期： 平成18年7～8月
調査内容： 被害者の保護・支援について、関係機関との連携協力について、広報啓発及び研修について、その他

なお、「都道府県・政令指定都市・中核市における取組等の概要」及び「配偶者暴力相談支援センターにおける取組等の概要」で挙げている事業・取組や意見・要望等については、本調査に対して回答のあったものについて集計及び例示をしたものであり、都道府県・指定都市・中核市のすべての関連事業等（事業等の対象が、配偶者からの暴力被害者に特定されないものを含む。）を網羅しているものではない。また、回答のあった事業等には、平成18年度実施予定のもの（但し、調査時点で未確定のものは除く）も含まれている。

都道府県・政令指定都市・中核市における取組等の概要

（ ）内は、都道府県(47)、指定都市(15)、中核市(36)に対する各々の割合である。

（保護）

1 緊急一時的な保護について

配偶者暴力防止法第3条3項の第3号における一時保護（婦人相談所又は婦人相談所からの一時保護委託）以外に、都道府県市で独自に実施している緊急一時的な保護の状況について訊ねたところ、実施していると回答のあった都道府県市は次のとおりであった。

実施している

16都道府県(34.0%)、13指定都市(86.7%)、11中核市(30.6%)（1）

【施設数】 福祉関連施設 71施設(2)
民間シェルター 25施設
その他 27施設(3)

(例) ホテル・旅館等の宿泊所、アパート

1 宿泊料に対して援助を行っている自治体を含む。

2 施設数は、都道府県、指定都市、中核市の延べ数である。

3 施設数として特定できるもののみを計上している。

2 自立に向けた支援を行うための中間的な施設について

緊急一時的な保護の後の段階として、自立に向けた支援を行うための中間的な施設における保護の状況について訊ねたところ、実施していると回答のあった都道府県市は次のとおりであった。

実施している

17都道府県(36.2%)、2指定都市(13.3%)、10中核市(27.8%)

【施設数】 福祉関連施設 59施設
民間のステップハウス 2施設
その他 22施設

(例) アパート、マンスリーマンション

3 保護に関連した支援等について

被害者の保護(婦人相談所又は婦人相談所からの委託による一時保護、その他の緊急一時的な保護、ステップハウス等における保護など)に関連した支援等について訊ねたところ、回答のあった都道府県市は次のとおりであった。

・保護中の被害者に対して経済的な支援を行っている

12都道府県(25.5%)、6指定都市(40.0%)、8中核市(22.2%)

(例) 夜間・休日等に宿泊所を利用した場合の宿泊料の負担

交通費・食費の支給

医療費・診断料の給付・軽減

入所費用の免除

嗜好品の購入等の負担

生活資金の支給・貸付

洗面具・衣料等の日用品の支給

保証人契約に係る経費

保護命令・離婚調停の申立料等の貸付
弁護士・通訳料の負担
民間団体が運営する基金の利用

- ・ 婦人相談所の一時保護委託費以外に、被害者の保護を行う施設や団体等に対して財政的な支援を行っている

15 都道府県(31.9%)、11 指定都市(73.3%)、9 中核市(25.0%)

- (例) 民間シェルター(又はステップハウス)の開設・運営(家賃、同行支援、医療費、夜間警備、通訳雇上、託児利用、電話相談、ボランティア養成等)に関する補助・加算
母子生活支援施設の県有地使用料の補助
普及啓発、被害者ケア事業を行っている民間団体への補助・委託
賛助会員として年会費の納入

- ・ その他

- (例) 民間タクシー会社の協力による移送の実施
民間シェルター等への心理判定員の派遣
一時保護中の同伴児のための保育士の雇上げ
一時保護中の児童に対するボランティアや教員OBによる学習指導
一時保護した同伴児(小学生)への教師による「訪問教育」の実施
助成金に関する情報提供

(自立支援)

4 自立支援について

自立支援に関連した事業や取組について訊ねたところ、回答のあった都道府県市は次のとおりであった。

- ・ 生活保護や母子寡婦福祉資金貸付金等国の制度による支援以外に、自立に要する費用の補助又は貸付けを行っている

6 都道府県(12.8%)、2 指定都市(13.3%)、3 中核市(8.3%)

- (例) 生活資金の支給・貸付
診断書料給付事業
就職等のための写真代・理美容代の給付
母子家庭を対象とした貸付
父子・母子家庭を対象とした手当(福祉手当、入学祝金・奨学資金)
民間団体が運営する基金の利用

- ・ 公営住宅の入居に関し、優先入居等の措置を実施している
4 4 都道府県(93.6%)、1 3 指定都市(86.7%)、1 7 中核市(47.2%)

(例) 特定目的住宅の指定

抽選確率を2倍にする等の優遇措置
婚姻中でも別世帯とみなした取扱いの実施
母子家庭を対象とした又は母子家庭等に準じた優先措置
連帯保証人を要しない等の弾力的な運用
居住地要件の緩和
登録入居制度や目的外使用
一時使用の許可
入居順への配慮

- ・ 就職時や賃貸住宅入居時の保証人への損失補填を行っている
6 都道府県(12.8%)、2 指定都市(13.3%)、0 中核市(-)

(例) 保証会社に支払う保証料の支給・貸付

賃貸住宅入居にあたり保証人となった施設長等への損失補填の実施
保証人への損失補填・補助金の交付
住宅を確保する際の連帯保証人に関するサービスに対する費用負担

- ・ その他

(例)(就業支援)

男女共同参画センターにおける講習会の実施
被害女性の自立支援講座(パソコン講座・再就職支援セミナー)
ケースワーク・カウンセリング
ハローワーク等と連携した就業情報の提供
ハローワーク・企業等との連携による住み込み就労等の紹介
就業支援員による就業の支援
職場体験研修の実施
企業への就職の働きかけ
就職活動等を行う際の同伴児童の保育の実施
母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、母子家庭高等技能訓練促進費事業の実施

(心理学的な指導等)

被害者同士のミーティングの実施
心理士による心理相談の実施
精神的フォローアップのためのサマーキャンプ事業の実施

マンツーマンによるケースワーク
シングルマザー交流会の実施

(その他)

地域で生活する被害者の自立サポート相談の実施
自立の際に必要な物品(再利用品等)の提供
法律相談の実施
裁判所等関係機関への同行支援の実施
DV 被害者支援員による支援の実施
訪問援助の実施
民間団体へのメニュー補助の実施

(関係機関との連携・協力)

5 関係機関との連携・協力について

関係機関との連携・協力の状況について訊ねたところ、回答のあった都道府県市は次のとおりであった。

・都道府県市が(自ら)主体となって設置している協議会等がある

4 6 都道府県(97.9%)、1 2 指定都市(80.0%)、1 5 中核市(41.7%)

【参加機関】

自治体

4 5 都道府県(95.7%)、1 1 指定都市(73.3%)、1 5 中核市(41.7%)

警察

4 5 都道府県(95.7%)、1 2 指定都市(80.0%)、1 3 中核市(36.1%)

配偶者暴力相談支援センター等の相談機関

4 6 都道府県(97.9%)、1 2 指定都市(80.0%)、1 2 中核市(33.3%)

教育委員会等学校関係者

3 1 都道府県(66.0%)、6 指定都市(40.0%)、1 1 中核市(30.6%)

弁護士会等法曹関係者

4 1 都道府県(87.2%)、1 1 指定都市(73.3%)、7 中核市(19.4%)

医師会等医療関係者

3 6 都道府県(76.6%)、8 指定都市(53.3%)、9 中核市(25.0%)

その他の民間団体

3 7 都道府県(78.7%)、1 1 指定都市(73.3%)、9 中核市(25.0%)

その他

3 0 都道府県(63.8%)、8 指定都市(53.3%)、7 中核市(19.4%)

- ・円滑な広域連携を図るため、あらかじめ、近隣の地方公共団体（県域を越えるもの）との間で取り決めを行っている

16 都道府県(34.0%)、 0 指定都市(-)、 0 中核市(-)

(例) 関東ブロック婦人相談所長連絡会による婦人相談所一時保護所の広域相互利用に係る申合せ

東海4県で婦人相談所一時保護所の広域相互利用に係る申合せ

中国5県婦人相談所長連絡会による婦人相談所一時保護所の広域相互利用に係る申合せ

- ・複数機関にまたがる各種申請手続き等について、窓口の一元化を図っている

2 都道府県(4.3%)、 0 指定都市(-)、 0 中核市(-)

(例) 相談窓口で各種手続き等の説明等を行い、ワンストップ化を図る

県内 DV 相談共通シートを作成することにより、県関係機関での相談・手続きのワンストップを図る

- ・その他

(例)(会議等の設置)

関係機関で構成する会議等を県内の地域ブロックで開催

首都圏での連絡会議による連携の推進

庁内における DV 防止連絡会議の設置

(その他)

民間団体との協働による普及啓発の推進

民間シェルター等での緊急一時保護事業の実施

県内の各都市が連携して取り組む必要のある事業(DV 被害者サポーター養成事業)の実施

NPO 法人との協働事業(講座の開催、土・日曜の相談業務)の実施

(広報啓発・職務関係者の研修等)

6 広報啓発・職務関係者の研修等について

広報啓発や職務関係者の研修に関する状況について訊ねたところ、回答のあった都道府県市は次のとおりであった。

- ・住民に対し、配偶者暴力防止法の趣旨や相談機関について、広く広報を行っている 47 都道府県(100%)、 15 指定都市(100%)、 31 中核市(86.1%)

- ・医療関係者に対し、配偶者暴力防止法の趣旨や配偶者暴力相談支援センター

等の通報先について周知を行っている

3 3 都道府県(70.2%)、 1 1 指定都市(73.3%)、 1 4 中核市(38.9%)

- ・ 外国籍の被害者に対応した外国語による資料の配付を行っている
3 6 都道府県(76.6%)、 1 3 指定都市(86.7%)、 1 4 中核市(38.9%)
- ・ 障害のある被害者に対応した点字や音声による資料等の配布を行っている
2 6 都道府県(55.3%)、 1 0 指定都市(66.7%)、 2 中核市(5.6%)
- ・ 相談機関の職員等を対象に、研修や講習会等を実施している又は参加させている
4 7 都道府県(100%)、 1 5 指定都市(100%)、 3 0 中核市(83.3%)
- ・ 相談員の心身の健康を保つことを目的として、外部の専門家を招き、学習会等を設けている
2 4 都道府県(51.1%)、 1 0 指定都市(66.7%)、 1 4 中核市(38.9%)
- ・ その他
(例) 民間団体が実施している夜間電話相談の広報への協力
関係機関との研修会等
医療関係者を対象とした研修の実施
支援者養成セミナーの実施
ボランティアの資質向上を図るための研修
教育関係者への配偶者暴力に関する周知の実施
初期の支援に携わる可能性の高い職務関係者(ホームヘルパー・救急隊員)を対象とした研修
研修への講師派遣、出前講座

7 対応マニュアルの使用について

配偶者からの暴力について、対応マニュアル(相談、保護及び自立支援に関する対応など)の使用状況(重複)を訊ねたところ、回答のあった都道府県市は次のとおりであった。

- ・ 都道府県市が(自ら)作成したマニュアルを使用している又は現在作成中である
4 2 都道府県(89.4%)、 1 1 指定都市(73.3%)、 1 2 中核市(33.3%)
- ・ 国が作成したマニュアル(「相談の手引き」)を使用している

4 3 都道府県(91.5%)、1 2 指定都市(80.0%)、2 1 中核市(58.3%)

・都道府県が作成したマニュアルを使用している ()

8 指定都市(53.3%)、2 4 中核市(66.7%)

回答は指定都市、中核市のみ。

・その他 (例) 相談員作成の対応チェックリスト、関連図書

(その他)

8 その他の保護・支援に関する取組について

上述のほか、被害者の保護・支援に関する独自の取組に関する状況について訊ねたところ、回答のあった都道府県市は次のとおりであった。

(例) 女性相談所の増改築による施設の整備

保護命令等諸手続における通訳の雇上げ

相談業務における被害者の実態調査

被害者支援のための講座の開催

9 配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討状況について

指定都市・中核市を対象に、配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた検討状況について訊ねたところ、配偶者暴力相談支援センター未設置の市(1 3 指定都市、3 5 中核市)のうち、現在、設置を検討していると回答のあった市は次のとおりであった。

2 指定都市(15.4%)、 2 中核市(5.7%) ()

配偶者暴力相談支援センター未設置市における割合

1 0 課題点や国の制度に対する意見・要望について

配偶者からの暴力に関する取組について、課題点や国の制度に対する意見・要望などについて訊ねたところ、概要は次のとおりであった。

(保護命令関係)

・保護命令の拡大(精神的暴力等、親族・支援者、電話・ファクシミリ・手紙・電子メール等によるつきまとい行為の禁止)(3 団体)

- ・ 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令に関する通知の実施（1団体）
- ・ 申立費用の減免制度の創設（1団体）
- ・ 接近禁止命令の延長（6ヶ月 1年）（1団体）
- ・ 保護命令申立書の改善の検討（危険防止のため、配偶者暴力相談支援センターの名称の削除）（1団体）

（被害者の保護・自立支援関係）

- ・ 保証人の確保が困難な被害者のための公的保証制度の創設（9団体）
- ・ 自立支援対策の一定水準の確保・強化（法整備、予算措置等）（6団体）
- ・ 関係機関との調整が難しい（男女共同参画担当部署と福祉担当部署の役割分担等）（4団体）
- ・ 一時保護の広域対応について統一ルールを作成（移送費等）（3団体）
- ・ 一時保護中（又は直前）の被害者の医療費について公費負担制度の創設（3団体）
- ・ 自立支援のための中間的施設（ステップハウス）に対する助成（3団体）
- ・ 住宅準備等についての貸付金等の経済的援助（2団体）
- ・ DV対策としての財政的支援を含めた独自の制度の創設や最低限行うべき取組の明示（2団体）
- ・ 市が独自に行っている緊急一時保護の対象者を公営住宅の単身入居の要件に含めることの検討（2団体）
- ・ 各地域間での取組みの格差が大きく、各種補助金や法的義務など、国のバックアップが必要。（1団体）
- ・ 関係省庁で連携を図りながら総合的な被害者支援施策を図って欲しい。（1団体）
- ・ 高齢者、身体障害者、知的障害者等のDV被害者への自立支援への苦慮（1団体）
- ・ 障害のある被害者に対する福祉策の充実（1団体）
- ・ 外国籍や障害のある被害者に対する対応・援助が進んでいない。（1団体）
- ・ 民間緊急一時避難施設を広域で使用できるネットワークづくりと一定のルールが必要。（1団体）
- ・ 医療保険の被扶養者から被害者が外れた際の加害者への非通知の検討（1団体）
- ・ 生活保護費が支給されるまでの対応の苦慮（1団体）
- ・ 保護が集中する時期の職員体制への苦慮（1団体）

（配偶者暴力相談支援センター等関係）

- ・ 市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置に係る財政措置の検討（5団体）

- ・ 婦人相談員の配置経費等、婦人相談所のあり方の検討（3 団体）
- ・ 県中心の従来の婦人保護事業の枠組みを変更し、指定都市等での実施の検討（3 団体）
- ・ 都道府県と市町村の役割の明確化（2 団体）
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの指定都市等における設置義務の規定（1 団体）
- ・ 指定都市における一時保護の実施（1 団体）
- ・ 一時保護は県が行う事業であり、特に財政面で市費で賄うのは困難（1 団体）
- ・ 市における専門の相談員の配置（1 団体）
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの体制強化（1 団体）
- ・ 婦人相談員の地位の向上（1 団体）
- ・ 婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターに対する補助の拡大（1 団体）

（関係法・制度間の連携関係）

- ・ 母子家庭に準じた制度の適用（児童扶養手当、母子・寡婦福祉等の関係法令の見直し等）（5 団体）
- ・ 生活保護の実施等における統一ルール作成（4 団体）
- ・ 交際相手からの暴力への法の対象の拡大（一時保護の規定等）（3 団体）

（加害者に対する対策等関係）

- ・ 加害者対策（加害者更生プログラム、支援者に対する加害抑止策、加害者の対応機関やノウハウの提供、取締りの強化）の検討（7 団体）
- ・ 学校教育で取り扱われる人権教育への DV 問題の取り入れ（2 団体）
- ・ 退去命令中の加害者への対応策の提示（1 団体）
- ・ 加害者の親族からのいやがらせについての苦慮（1 団体）

（その他）

- ・ DV に関する情報について広報することのメリットとデメリットがある。（1 団体）
- ・ DV 防止の意識啓発のためのより一層の広報（テレビ、ラジオ、ポスター等）（1 団体）

配偶者暴力相談支援センターにおける取組等の概要

()内は、配偶者暴力相談支援センター(152)又は都道府県(47)に対する各々の割合である。

(相 談)

1 相談窓口(一般相談)の開設時間等について

(1) 閉館時間について

配偶者暴力相談支援センター(以下、支援センターという。)の相談窓口について、閉所する時間帯を訊ねたところ、回答のあった支援センターは次のとおりであった。

・ 17時台	104施設(68.4%)
・ 18時台	3施設(2.0%)
・ 19時台	3施設(2.0%)
・ 20時台	22施設(14.5%)
・ 21時台	12施設(7.9%)
・ 22時台	5施設(3.3%)
・ 23時台	0施設(-)
・ 24時以降	3施設(2.0%)

この結果を都道府県別にみると、22時以降まで開設している支援センターが1箇所以上ある都道府県数は8県(17.0%)であった。

(2) 閉館日について

支援センターの相談窓口の閉館日(但し、年末年始及び全館停電日等は除く。以下、同じ。)について訊ねたところ、回答のあった支援センターは次のとおりであった。

・ 土曜・日曜・祝日	99施設(65.1%)
・ 日曜・祝日	3施設(2.0%)
・ 閉館日はない	25施設(16.4%) ()
・ その他	25施設(16.4%)

(例)月曜日、火曜日、水曜日、第3木曜日、祝日、月曜・祝日、土曜・祝日、日・月・祝翌日

来所相談は閉館しているが、電話相談は対応している場合を含む。以下、同じ。

この結果を都道府県別にみると、閉館日がない支援センターが1箇所以上ある都道府県数は23県(48.9%)であった。

また、(1)(2)より、閉館時間が24時以降で、閉館日のない支援センターをみると、全国で3施設、当該支援センターが1箇所以上ある都道府県は3県(6.4%)であった。

(3) 閉館時間や閉館日の連絡について

相談窓口の閉館時間や閉館日に、被害者や関係機関から電話連絡等があった場合について、連絡(第一報)を受けることは可能か訊ねたところ、可能であると回答のあった支援センターは次のとおりであった。

可能である	86施設(56.6%)
(内訳) 常時可能である	73施設(48.0%)
可能な時と可能でない時がある	13施設(8.6%)

この結果を都道府県別にみると、「常時可能である」と回答した支援センターが1箇所以上ある都道府県数は45県(95.7%)となり、概ね、何らかの方法で第一報を受けることが可能となっている。

さらに、「常時可能である」「可能な時と可能でない時がある」と回答した支援センターについて、連絡を受ける方法(重複)を訊ねたところ、結果は次のとおりであった。

・宿直員等(警備員以外)が受けている	44施設(28.9%)(1)
・警備員が受けている	30施設(19.7%)
・職員等へ自動的に転送されるようになっている	4施設(2.6%)(2)
・その他	21施設(13.8%)

(例) 留守番電話による緊急連絡先のアナウンス、警察・婦人相談所等
関係機関への緊急連絡網の周知、携帯電話の所持

1 日直、夜勤、一時保護所職員等を含む。

2 警備会社等へ転送される場合等を含む。

2 相談業務の状況について

相談業務の状況について訊ねたところ、回答のあった支援センターは次のとおりであった。

・被害者に対し、心理判定員や精神科医等の専門家によるカウンセリングを行っている	51施設(33.6%)
---	-------------

- ・被害者に対し、弁護士等の専門家による法律相談を行っている
5 2 施設(34.2%)
- ・外国籍の被害者に対応できるよう通訳者を確保 () している
3 8 施設(25.0%)
- ・障害をもつ被害者に対応できるよう手話通訳者を確保 () している
3 5 施設(23.0%)
- 関係機関との連携や委嘱等によるものを含む
- ・スロープや点字ブロックの設置等施設のバリアフリー化を図っている
1 0 7 施設(70.4%)
- ・男性被害者専用の相談窓口がある
3 施設(2.0%)
- ・来所した被害者について、必要に応じて診察が行えるよう、常勤の医師を配置している
4 施設(2.6%)
- ・来所した被害者について、必要に応じて診察が行えるよう、非常勤の医師を配置している
2 7 施設(17.8%)
(配置回数の1施設当たり平均：月2.7回)
必要に応じて配置している等、随時、配置している施設は除く。
- ・医療機関や裁判所等への同行支援を行っている
8 1 施設(53.3%)
- ・相談員が弁護士等の専門家から各種助言を受けられるような体制を整備している
5 1 施設(33.6%)
- ・苦情処理については、文書等で一定のルールを定め、その方法に従って対応を行っている
6 6 施設(43.4%)

この結果を都道府県別にみると、実施していると回答のあった支援センターが1箇所以上ある都道府県の数、以下のとおりであった。

- ・被害者に対し、心理判定員や精神科医等の専門家によるカウンセリングを行っている
4 1 県(87.2%)
- ・被害者に対し、弁護士等の専門家による法律相談を行っている
3 7 県(78.7%)
- ・外国籍の被害者に対応できるよう通訳者を確保 () している
2 6 県(55.3%)
- ・障害をもつ被害者に対応できるよう手話通訳者を確保 () している
1 7 県(36.2%)
- 関係機関との連携や委嘱等によるものを含む
- ・スロープや点字ブロックの設置等施設のバリアフリー化を図っている
3 8 県(80.9%)

- ・ 男性被害者専用の相談窓口がある
3 県(6.4%)
- ・ 来所した被害者について、必要に応じて診察が行えるよう、常勤の医師を配置している
4 県(8.5%)
- ・ 来所した被害者について、必要に応じて診察が行えるよう、非常勤の医師を配置している
2 5 県(53.2%)
- ・ 医療機関や裁判所等への同行支援を行っている
4 4 県(93.6%)
- ・ 相談員が弁護士等の専門家から各種助言を受けられるような体制を整備している
3 4 県(72.3%)
- ・ 苦情処理については、文書等で一定のルールを定め、その方法に従って対応を行っている
3 1 県(66.0%)

(保 護)

3 一時保護について

支援センターのうち、婦人相談所を対象に一時保護に関する状況について訊ねたところ、回答のあった支援センターは次のとおりであった。

- ・ 男性被害者の受け入れが可能な一時保護施設を確保している
6 施設(12.8%)()
- ・ 児童相談所と連携する等して、一時保護所に入所している同伴児への学習支援を行っている
3 3 施設(70.2%)()

()内は、婦人相談所(47)に対する割合である。

(その他)

4 その他の保護・支援に関する取組について

上述のほか、被害者の保護・支援に関する独自の取組に関する状況について訊ねたところ、次のような例が挙げられた。

(例)(相談業務)

- フリーダイヤルの設置
- 男性被害者からの相談・支援
- 多言語による相談
- DV 加害者相談事業

(保護)

緊急避難のための宿泊場所の確保・提供
避難経費・医療費・申立料・生活費等の給付・貸付
保育士の配置、看護職員の配置
一時保護入所者の心理的回復等を図るための事業の実施
一時保護者を対象に心理職によるグループ形式での心理教育
ボランティア等による同伴児への学習指導の実施
民間シェルターへの財政支援

(広報啓発)

普及啓発事業
管内のデパート等への相談カードの配置依頼

(自立支援)

退所後の自立に必要な物品（再利用品等）の給付
保証人の確保
被害者自立支援のための講座等の実施
一時保護終了者へのアフターケアや自立サポート相談の実施
就業の相談・情報提供の同一センター内での実施
ステップハウスの提供・設置

(その他)

民間団体の設立した基金の利用
DV 被害者支援員の配置
DV 関係機関連携強化事業、県関係機関・市町における連携強化のための
ルールづくりの推進
DV 関係職員研修会
外国人 DV 被害者支援員養成事業
医療機関への実態調査・研修・対応マニュアルの作成

5 課題点や国の制度に対する意見・要望について

配偶者からの暴力に関する取組について、課題点や国の制度に対する意見・要望などについて訊ねたところ、概要は次のとおりであった。

(保護命令関係)

- ・保護命令拡大（精神的暴力、親族・支援者・援助機関）（8施設）
- ・被害者の実情による退去命令期間の設定（退去命令が発令されにくいため）

(5 施設)

- ・ 接近禁止命令の延長 (6 ヶ月 1 年)(4 施設)
- ・ 保護命令申立書の改善の検討 (危険防止のため、配偶者暴力相談支援センターの名称の削除)(3 施設)
- ・ 精神的・経済的暴力や交際相手による暴力の対応の難しさ (2 施設)
- ・ 裁判所から配偶者暴力相談支援センターへの保護命令発令に関する通知の実施 (1 施設)
- ・ 申立費用の免除 (1 施設)

(被害者の保護・自立支援関係)

- ・ 具体的な支援策 (自立資金の確保、公的保証制度の創設、住宅確保、ステップハウスの設置、優先雇用制度等) の充実・検討 (9 施設)
- ・ 外国籍被害者への対策 (迅速な通訳の確保、少数言語等の対応、オーバーステイ者への支援策 (医療費等)、国際的な支援ルールの構築、人身取引被害者を専門に援助する機関の設置)(5 施設)
- ・ 広域的な対応に関する問題 (地元自治体に全く縁のない被害者の受け入れ体制が不整備、福祉事務所の実施責任が曖昧、保育所の入所は住民票を不要とする、公営住宅の居住地要件の緩和等)(4 施設)
- ・ 関係機関 (県と市、医療機関等) 間のスムーズな連携、役割分担の必要性 (3 施設)
- ・ 同伴児の学習確保のための指導員や保育士の配置に関する検討 (3 施設)
- ・ 一時保護施設への移送費 (飲食費・交通費等) の確保 (2 施設)
- ・ 住民票の非開示の期間の延長 (1 年 3 年、本人が取下げるまで有効とする等)(2 施設)
- ・ 休日夜間における一時保護体制の整備 (同行支援等)(2 施設)
- ・ 休日夜間の相談体制への支援 (人的・財政的)(2 施設)
- ・ 男性・セクシャルマイノリティの被害者支援の制度化・充実 (2 施設)
- ・ 障害のある被害者に対する福祉策の充実 (2 施設)
- ・ 障害者・高齢者対策 (一時保護所での対応が困難であるため)(2 施設)
- ・ シェルターのない地域における一時保護について、警察署に宿泊させる等の措置の検討 (1 施設)
- ・ 社会福祉施設へ入所を希望する場合、保護命令が発令されていないと難色を示されることが多い。(1 施設)
- ・ 被害者や同伴児に対する心理的ケアの充実 (1 施設)
- ・ 相談時における匿名状況での緊急対応の難しさ (1 施設)
- ・ 同伴児のうち、男子高校生、障害のある成人男子の扱い (1 施設)
- ・ 被害者が逃げることを前提にした施策を越えた施策の実施 (1 施設)
- ・ 通訳・翻訳費用負担等の軽減 (1 施設)

- ・医療現場での被害者への支援（1施設）

（配偶者暴力相談支援センター等関係）

- ・婦人相談所の指定都市等での設置を含めたあり方の見直し（3施設）
- ・婦人相談所等の職員の配置（職種・人数）に関する最低基準の明確化（1施設）
- ・一時保護施設の各市での設置（1施設）
- ・市町村の役割の明確化（1施設）
- ・市町村での配偶者暴力相談支援センター設置を推進するような施策の提示（1施設）

（民間の団体に対する援助・連携関係）

- ・民間シェルターへの財政支援の拡大（2施設）

（加害者に対する対策等関係）

- ・加害者対策の検討（加害者更生プログラム、繰り返す者等へのペナルティー、相談員等の安全確保等）（17施設）
- ・学校教育等の徹底（1施設）
- ・被害者保護と加害者対応を同じ機関で行うことに限界を感じる。（1施設）

（関係法・制度間の連携関係）

- ・精神的・経済的暴力や交際相手による暴力の対応の難しさ（2施設）（再掲）
- ・母子家庭に準じた制度の適用（児童扶養手当等）（2施設）
- ・生活保護の実施等における統一ルール作成（1施設）
- ・児童扶養手当等の一時保護後の速やかな支給（1施設）
- ・アルコール関連問題や精神障害、ニート、虐待等複数問題を抱えている事例への対応の難しさ（1施設）

（その他）

- ・法曹、病院関係者、教育関係者などに対する研修メニューの整備（2施設）
- ・相談者は精神的な問題を抱えた人が多いことから、専門的知識等を持った担当者の資格創設や基準となるべき研修の検討・充実（2施設）
- ・社会的認知向上のための啓発（2施設）
- ・DV被害統計の統一とシステム化の推進等（2施設）
- ・配偶者暴力相談支援センターとしての情報交換、研修の場の提供（1施設）
- ・財政的支援を含めたDV対策としての独自の制度の創設や既存制度の拡充（1施設）
- ・被害者への相談機関の更なる周知（1施設）

都道府県・政令指定都市・中核市における取組等の概要

都道府県	緊急一時的な保護の実施の有無	自立に向けた支援のための施設の有無	保護の状況について		自立支援について			関係機関との連携・協力について											
			被害者への支援	団体等への支援	費用の補助・貸付け	公営住宅の優先入居等	保証人への損失補填	協議会等の設置	(参加機関)							近隣の都道府県との取り決めの実施	手続き等についての窓口の一元化		
									自治体	警察	相談機関	学校関係者	法曹関係者	医療関係者	その他の民間団体			その他	
計	16	17	12	15	6	44	6	46	45	45	46	31	41	36	37	30	16	2	
1 北海道	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
2 青森	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
3 岩手	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
4 宮城	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0
5 秋田	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
6 山形	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
7 福島	1	0	1	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
8 茨城	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
9 栃木	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0
10 群馬	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0
11 埼玉	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
12 千葉	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0
13 東京都	0	0	1	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
14 神奈川県	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
15 新潟	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
16 富山	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
17 石川	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0
18 福井	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0
19 山梨	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0
20 長野	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
21 岐阜	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0
22 静岡県	1	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
23 愛知県	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
24 三重	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0
25 滋賀	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0
26 京都	0	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0
27 大阪	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
28 兵庫県	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0
29 奈良	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
30 和歌山	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	0
31 鳥取	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0
32 島根	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
33 岡山	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0	0
34 広島	0	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0
35 山口	1	1	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
36 徳島	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
37 香川	1	1	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0
38 愛媛	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
39 高知	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0
40 福岡	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
41 佐賀	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	1	0
42 長崎	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0
43 熊本	0	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
44 大分	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0
45 宮崎	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
46 鹿児島	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
47 沖縄	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)本調査で回答のあったものを挙げており、地方公共団体すべての関連事業等を網羅しているものではない。

都道府県・政令指定都市・中核市における取組等の概要

都道府県	広報啓発・職務関係者の研修について						対応マニュアルの使用について (重複)	
	一般的な広報	医療関係者への周知	外国語による資料の配布	点字等による資料の配付	職員等への講習会の実施	相談員の学習会の実施	県・市で作成	国で作成
計	47	33	36	26	47	24	42	43
1 北海道	1	1	1	1	1	1	1	1
2 青森	1	0	0	0	1	0	1	1
3 岩手	1	0	0	0	1	1	1	1
4 宮城	1	1	1	1	1	0	1	1
5 秋田	1	1	1	0	1	1	1	1
6 山形	1	0	1	1	1	0	1	1
7 福島	1	1	1	1	1	1	1	1
8 茨城	1	0	0	0	1	0	0	1
9 栃木	1	0	0	0	1	1	1	1
10 群馬	1	1	1	1	1	1	0	1
11 埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1
12 千葉	1	1	1	1	1	1	1	1
13 東京	1	1	1	0	1	0	1	1
14 神奈川県	1	1	1	0	1	1	1	1
15 新潟	1	1	1	1	1	1	0	1
16 富山	1	0	0	0	1	0	1	0
17 石川	1	1	1	0	1	0	1	1
18 福井	1	1	1	1	1	0	1	1
19 山梨	1	0	1	0	1	0	1	1
20 長野	1	1	0	0	1	1	1	1
21 岐阜	1	0	1	1	1	0	1	1
22 静岡	1	1	1	1	1	1	1	0
23 愛知	1	0	1	0	1	0	1	1
24 三重	1	0	1	1	1	0	1	1
25 滋賀	1	1	0	0	1	0	1	1
26 京都	1	1	1	1	1	1	1	0
27 大阪	1	0	1	0	1	1	1	1
28 兵庫	1	1	1	1	1	1	1	1
29 奈良	1	1	1	1	1	0	1	1
30 和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1
31 鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1
32 島根	1	1	0	0	1	0	1	1
33 岡山	1	1	1	1	1	1	1	1
34 広島	1	1	1	1	1	0	1	1
35 山口	1	1	1	1	1	1	1	1
36 徳島	1	1	1	1	1	1	1	1
37 香川	1	1	1	1	1	1	1	1
38 愛媛	1	1	0	0	1	0	1	1
39 高知	1	1	1	1	1	0	1	1
40 福岡	1	1	1	1	1	1	1	1
41 佐賀	1	1	1	1	1	0	1	1
42 長崎	1	0	0	0	1	0	1	1
43 熊本	1	1	1	0	1	1	1	0
44 大分	1	1	1	0	1	0	1	1
45 宮崎	1	0	0	0	1	0	0	1
46 鹿児島	1	1	1	1	1	1	1	1
47 沖縄	1	0	1	0	1	0	0	1

都道府県・政令指定都市・中核市における取組等の概要

指定都市	緊急一時的な保護の実施の有無	自立に向けた支援のための施設の有無	保護の状況について		自立支援について			関係機関との連携・協力について										
			被害者への支援	団体等への支援	費用の補助・貸付け	公営住宅の優先入居等	保証人への損失補填	協議会等の設置	(参加機関)							近隣の都道府県との取り決めの実施	手続き等についての窓口の一元化	
									自治体	警察	相談機関	学校関係者	法曹関係者	医療関係者	その他の民間団体			その他
計	13	2	6	11	2	13	2	12	11	12	12	6	11	8	11	8	0	0
1 札幌市	1	0	1	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
2 仙台市	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0
3 千葉市	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0
4 横浜市	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0
5 川崎市	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0
6 名古屋市	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
7 京都市	1	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
8 大阪市	1	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
9 神戸市	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 広島市	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0
11 福岡市	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 北九州市	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	0
13 さいたま市	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
14 静岡市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 さかい市	0	1	1	0	0	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	0

(注)本調査で回答のあったものを挙げており、地方公共団体すべての関連事業等を網羅しているものではない。

都道府県・政令指定都市・中核市における取組等の概要

指定都市	広報啓発・職務関係者の研修について						対応マニュアルの使用について(重複)		
	一般的な広報	医療関係者への周知	外国語による資料の配布	点字等による資料の配付	職員等への講習会の実施	相談員の学習会等の実施	県・市で作成	国で作成	県作成のものを使用
計	15	11	13	10	15	10	11	12	8
1 札幌市	1	1	1	1	1	1	1	1	0
2 仙台市	1	1	1	1	1	0	1	1	1
3 千葉市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4 横浜市	1	0	1	0	1	0	0	1	1
5 川崎市	1	1	1	1	1	1	1	1	0
6 名古屋市	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7 京都市	1	1	1	1	1	1	1	1	0
8 大阪市	1	1	1	0	1	1	1	0	0
9 神戸市	1	1	1	1	1	0	1	1	0
10 広島市	1	1	1	1	1	0	0	1	1
11 福岡市	1	0	1	1	1	1	0	1	0
12 北九州市	1	1	0	0	1	1	1	1	1
13 さいたま市	1	0	0	0	1	1	1	1	1
14 静岡市	1	0	1	1	1	1	0	0	1
15 さかい市	1	1	1	0	1	0	1	0	0

都道府県・政令指定都市・中核市における取組等の概要

中核市	緊急一時的な保護の実施の有無	自立に向けた支援のための施設の有無	保護の状況について		自立支援について			関係機関との連携・協力について										
			被害者への支援	団体等への支援	費用の補助・貸付け	公営住宅の優先入居等	保証人への損失補填	協議会等の設置	(参加機関)							近隣の都道府県との取り決めの実施	手続き等についての窓口の一元化	
									自治体	警察	相談機関	学校関係者	法曹関係者	医療関係者	その他の民間団体			その他
計	11	10	8	9	3	17	0	15	15	13	12	11	7	9	9	7	0	0
1 函館市	0	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
2 旭川市	1	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	0
3 秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 郡山市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 いわき市	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 宇都宮市	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 川崎市	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	0
8 船橋市	1	0	1	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
9 横須賀市	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
10 相模原市	1	0	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0
11 新潟市	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0
12 富山市	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 金沢市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 長野市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 浜松市	0	0	1	0	1	1	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
17 豊橋市	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	0
18 岡崎市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 豊田市	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
20 高槻市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0
21 東大阪市	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	0	0	0	0
22 姫路市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 奈良市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 和歌山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 岡山市	1	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 倉敷市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 福山市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28 下関市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29 高松市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 松山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 高知市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 長崎市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 熊本市	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0
34 大分市	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 宮崎市	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 鹿児島市	1	0	0	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0

(注)本調査で回答のあったものを挙げており、地方公共団体すべての関連事業等を網羅しているものではない。

都道府県・政令指定都市・中核市における取組等の概要

中核市	広報啓発・職務関係者の研修について						対応マニュアルの使用について(重複)		
	一般的な広報	医療関係者への周知	外国語による資料の配布	点字等による資料の配付	職員等への講習会の実施	相談員の学習会等の実施	県・市で作成	国で作成	県作成のものを使用
計	31	14	14	2	30	14	12	21	24
1 函館市	1	1	0	0	0	0	1	1	1
2 旭川市	1	1	0	0	1	0	1	1	1
3 秋田市	1	0	0	0	1	1	0	1	0
4 郡山市	0	0	0	0	1	0	0	0	1
5 いわき市	1	1	0	0	1	0	0	0	1
6 宇都宮市	1	1	0	0	1	1	1	1	1
7 川崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	1
8 船橋市	1	1	1	0	1	1	0	0	1
9 横須賀市	1	1	1	0	1	1	1	1	1
10 相模原市	1	0	1	0	1	1	0	1	1
11 新潟市	1	1	0	0	1	0	0	1	0
12 富山市	0	0	0	0	1	0	1	0	1
13 金沢市	1	1	1	0	1	0	0	1	0
14 長野市	1	1	0	0	1	0	0	1	0
15 岐阜市	1	1	0	0	1	0	1	0	0
16 浜松市	0	0	0	0	1	1	0	0	1
17 豊橋市	1	0	0	0	0	0	0	0	1
18 岡崎市	1	0	0	0	1	0	0	0	1
19 豊田市	1	0	1	0	1	1	1	1	1
20 高槻市	1	1	1	0	1	1	1	0	0
21 東大阪市	1	0	0	0	1	0	0	0	0
22 姫路市	1	0	1	0	1	1	0	0	1
23 奈良市	1	0	0	0	0	0	0	0	1
24 和歌山市	1	0	0	0	1	0	0	1	0
25 岡山市	1	1	1	0	1	1	1	1	1
26 倉敷市	1	0	0	0	1	0	0	0	1
27 福山市	1	0	1	0	1	1	0	1	1
28 下関市	1	0	1	0	0	0	1	1	1
29 高松市	1	0	1	0	1	1	0	1	1
30 松山市	0	0	0	0	1	0	0	1	0
31 高知市	1	0	0	0	0	0	0	1	1
32 長崎市	1	0	1	1	1	0	0	1	0
33 熊本市	1	1	1	0	1	0	1	1	1
34 大分市	1	0	0	0	1	0	1	1	0
35 宮崎市	1	0	0	0	1	1	0	0	0
36 鹿児島市	1	1	1	1	1	1	0	1	1

配偶者暴力相談支援センターにおける取組等の概要

	相談窓口(一般相談)の開所時間								相談窓口(一般相談)の閉館日			
	17時台	18時台	19時台	20時台	21時台	22時台	23時台	24時以降	土・日・祝	日・祝	閉館日は ない 1	その他
全 国	104	3	3	22	12	5	0	3	99	3	25	25
1 北海道	17	0	0	1	0	0	0	0	17	0	1	0
2 青 森	7	0	1	0	0	0	0	0	6	0	1	1
3 岩 手	10	0	0	1	1	0	0	0	10	0	2	0
4 宮 城	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
5 秋 田	7	0	0	0	1	0	0	0	6	1	1	0
6 山 形	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
7 福 島	7	0	0	0	1	0	0	0	6	0	0	2
8 茨 城	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
9 栃 木	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
10 群 馬	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0
11 埼 玉	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
12 千 葉	15	0	0	0	0	0	0	1	14	0	1	1
13 東 京	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	1	0
14 神 奈 川	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
15 新 潟	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
16 富 山	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
17 石 川	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
18 福 井	8	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	1
19 山 梨	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
20 長 野	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1
21 岐 阜	5	1	0	0	1	0	0	0	6	0	1	0
22 静 岡	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
23 愛 知	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
24 三 重	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
25 滋 賀	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1
26 京 都	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
27 大 阪	7	0	1	0	0	0	0	0	7	0	0	1
28 兵 庫	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
29 奈 良	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
30 和 歌 山	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
31 鳥 取	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
32 島 根	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
33 岡 山	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
34 広 島	2	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	1
35 山 口	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
36 徳 島	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
37 香 川	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
38 愛 媛	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
39 高 知	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
40 福 岡	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1
41 佐 賀	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1
42 長 崎	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
43 熊 本	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
44 大 分	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0
45 宮 崎	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
46 鹿 児 島	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
47 沖 縄	3	1	0	0	0	0	0	0	3	0	1	0

1 年未年始及び全館停電日等は除く。また、来所相談は閉館しているが、電話相談は対応している場合を含む。

(注)本調査で回答のあったものを挙げており、すべての関連事業等を網羅しているものではない。

配偶者暴力相談支援センターにおける取組等の概要

	閉館時間や閉館日の連絡(第一報)について						相談業務の状況について								
	常時可能である	可能と可能でない時がある	連絡(第一報)を受ける方法(重複)				専門家によるカウンセリングの実施	専門家による法律相談の実施	通訳者の確保	手話通訳者の確保	施設のバリアフリー化を図っている	男性被害者専用の相談窓口	常勤の医師を配置している	非常勤の医師を配置している	
			宿直員等が受けている	警備員が受けている	自動的に転送される	その他									
全 国	73	13	44	30	4	21	51	52	38	35	107	3	4	27	
1 北海道	3	1	1	3	0	0	1	1	0	0	16	0	0	1	
2 青 森	2	2	3	2	0	1	1	1	0	0	4	0	0	1	
3 岩 手	3	0	1	2	0	0	1	3	0	10	10	0	0	1	
4 宮 城	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	
5 秋 田	2	2	2	0	1	1	2	2	0	6	7	0	1	2	
6 山 形	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	
7 福 島	5	1	1	2	1	5	1	2	1	0	7	0	0	1	
8 茨 城	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
9 栃 木	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	1	
10 群 馬	1	0	1	0	0	0	1	1	2	2	2	0	0	0	
11 埼 玉	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	
12 千 葉	4	0	1	0	0	3	2	2	1	0	8	0	0	1	
13 東 京	1	0	1	0	0	0	2	1	1	1	2	1	1	1	
14 神 奈 川	2	0	2	1	0	0	2	1	1	0	2	1	0	0	
15 新 潟	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	
16 富 山	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
17 石 川	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	
18 福 井	4	0	1	0	0	3	2	1	0	0	7	0	0	1	
19 山 梨	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	1	
20 長 野	1	0	1	0	0	0	1	2	1	1	2	0	0	0	
21 岐 阜	5	1	1	6	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	
22 静 岡	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1	
23 愛 知	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	
24 三 重	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	1	
25 滋 賀	2	1	2	0	0	1	1	2	3	1	1	0	0	1	
26 京 都	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	
27 大 阪	1	0	1	0	0	0	1	6	8	2	1	0	0	1	
28 兵 庫	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	0	1	
29 和 歌 山	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	
30 鳥 取	3	0	0	1	0	2	3	3	1	2	3	0	0	2	
31 島 根	1	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	
32 岡 山	2	0	1	0	1	0	2	2	0	0	3	0	0	0	
33 広 島	1	2	1	1	0	1	0	1	2	1	1	0	1	0	
34 山 口	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	
35 徳 島	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	1	
36 香 川	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
37 愛 媛	1	0	0	1	0	0	2	1	0	1	1	0	0	1	
38 高 知	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
39 福 岡	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
40 佐 賀	1	0	1	0	0	0	2	1	2	2	2	0	0	0	
41 長 崎	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
42 熊 本	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	
43 大 分	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
44 宮 崎	1	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	0	0	1	
45 鹿 児 島	2	0	0	2	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	
46 沖 縄	3	1	0	4	1	1	1	1	0	0	3	0	0	1	

配偶者暴力相談支援センターにおける取組等の概要

					一時保護について	2
	同行支援 の実施	相談員へ の専門家 による助言	苦情処理 のルール の規定	男性被害者 の受け入れ が可能な一 時保護施設 の確保	同伴児への 学習支援の 実施	
全 国	81	51	66	6	33	
1 北海道	1	0	16	0	0	
2 青 森	8	1	2	0	1	
3 岩 手	2	2	2	0	0	
4 宮 城	1	0	1	0	1	
5 秋 田	7	0	3	0	1	
6 山 形	1	0	1	0	1	
7 福 島	2	1	1	0	1	
8 茨 城	0	1	0	0	0	
9 栃 木	1	2	0	0	1	
10 群 馬	2	1	0	0	1	
11 埼 玉	1	1	1	0	1	
12 千 葉	3	0	4	0	0	
13 東 京	1	2	2	0	1	
14 神 奈 川	0	2	1	0	1	
15 新 潟	1	1	1	0	1	
16 富 山	1	0	0	0	0	
17 石 川	1	1	1	0	1	
18 福 井	6	2	6	0	1	
19 山 梨	1	0	1	0	1	
20 長 野	1	0	1	0	1	
21 岐 阜	0	0	3	0	0	
22 静 岡	1	1	1	0	1	
23 愛 知	1	1	0	0	0	
24 三 重	1	1	0	0	1	
25 滋 賀	1	2	0	0	1	
26 京 都	1	0	0	0	0	
27 大 阪	7	8	6	1	1	
28 兵 庫	1	1	0	1	1	
29 奈 良	1	1	0	0	1	
30 和 歌 山	1	1	1	0	0	
31 鳥 取	2	2	1	0	1	
32 島 根	1	0	1	1	0	
33 岡 山	1	1	1	0	1	
34 広 島	2	2	0	0	1	
35 山 口	1	1	1	1	1	
36 徳 島	1	0	1	0	1	
37 香 川	1	1	0	0	1	
38 愛 媛	2	2	1	0	1	
39 高 知	1	1	1	0	1	
40 福 岡	2	1	0	0	0	
41 佐 賀	2	1	0	0	1	
42 長 崎	1	1	0	0	1	
43 熊 本	1	1	1	1	1	
44 大 分	1	0	1	0	0	
45 宮 崎	1	1	0	1	1	
46 鹿 児 島	1	1	1	0	0	
47 沖 縄	4	2	1	0	0	

2 婦人相談所に対する割合である。